

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十一年一月五日

広島県収用委員会

- 一 送達を受けるべき者
住所不明 高垣幸七
住所不明 高垣九右衛門
住所不明 高垣政次郎
住所不明 高垣利右衛門
住所不明 内海忠右衛門
住所不明 高垣源十郎
住所不明 高垣長九郎
住所不明 高垣民次郎
住所不明 井田文六

二 送達すべき書類の名称
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県尾道市木ノ庄町木梨字坂本地内から同市御調町貝ヶ原字千疊敷地内まで及び同県世羅郡世羅町大字川尻字頓迫地内から同町大字川尻字大仙山地内まで）に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県尾道市木ノ庄町木梨字峠谷	一一九三番二	ため池	ため池	五六	五六・二〇	五六・二〇
	一一九三番四	堤	堤	二七	二七・一〇	二七・一〇

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課
広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十一年一月九日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。